

食品トレーサビリティに TRACEABILITY 取り組みましょう！

トレーサビリティとは、
食品の移動を
把握できることです。



生産者



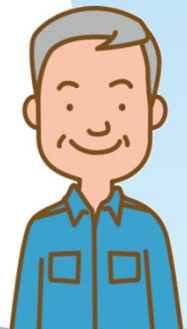
製造・加工
業者

消費者

外食・中食
業者



みんながつながって
いると安心。



卸売業者



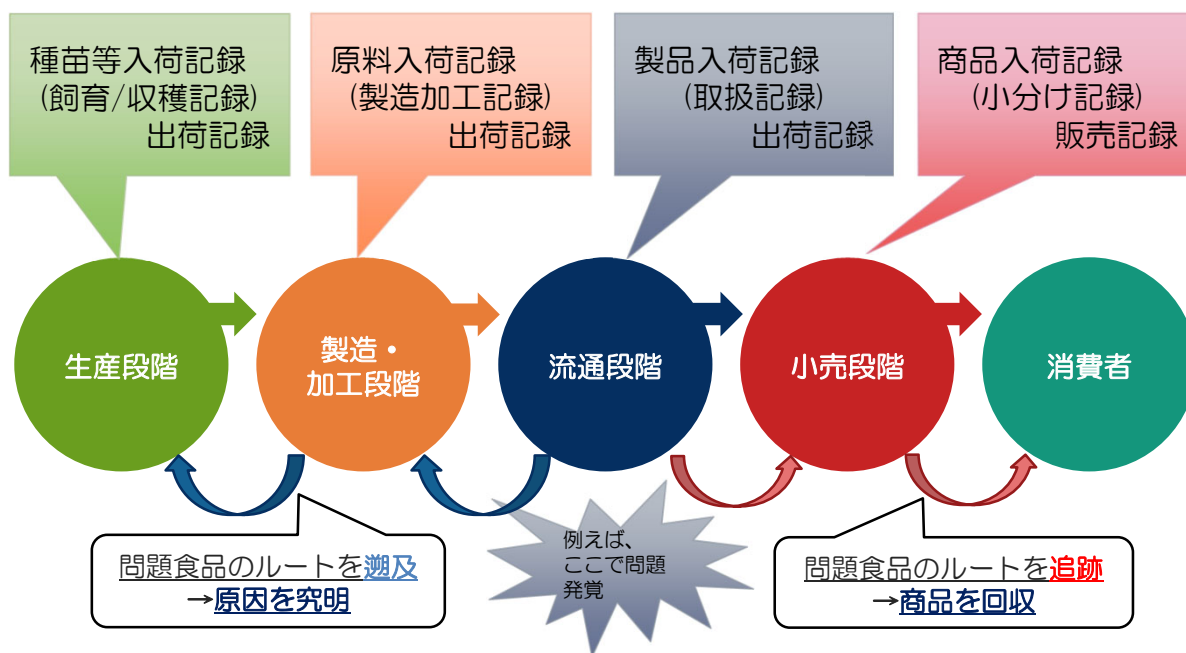
小売業者



食品トレーサビリティって何ですか？

食品トレーサビリティとは、 「食品の移動を把握できること」

各事業者が食品を取り扱ったときの記録を作成して残しておくことで、食品事故等の問題が生じた際に、問題のある食品がどこから来たかを調べたり（**遡及**）、どこに行ったかを調べたり（**追跡**）することができることから、**原因究明**や**商品回収**等を円滑に行うことが可能になります。



事例1：製造業者の場合

自社の製品で食中毒が発生。
問題のあった製品原料の入荷記録に不備があり、原料の供給経路が特定できず原因の究明が遅れたため、**社会的信用が失墜し、顧客を失った**。

問題のあった製品の原料の入荷日や入荷先を特定し、原料の供給経路を遡って調査することにより、**円滑な原因究明**が行えます。

早期に製造を再開することが可能になり、**顧客や消費者からの信頼を維持**することにつながります。

トレーサビリティに
取り組んでいたら・・・

事例2：卸売業者の場合

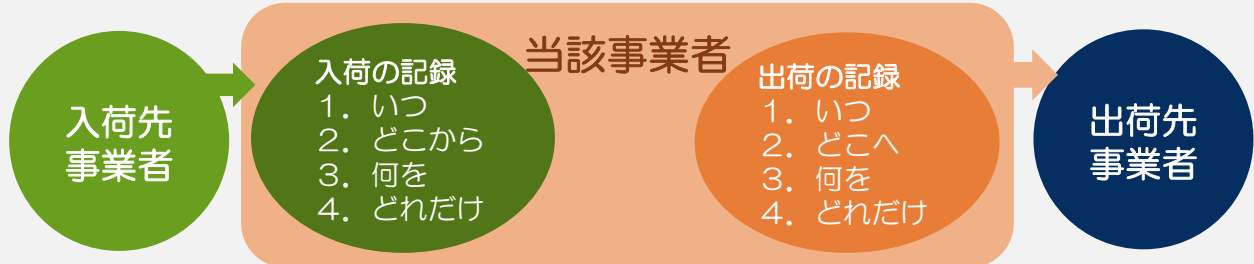
メーカーから「〇月〇日に出荷した商品を回収してほしい！」と依頼があったが、出荷先が特定できなかったため、**大規模な回収に発展**した。

問題のある商品の範囲を絞った迅速な回収が可能になり、**消費者の健康被害の拡大を防ぐ**とともに、**事業者の経済的損害を抑える**ことができます。

具体的に何をすればいいのですか？

食品の移動を把握するために、 記録を作成し、保存しましょう

基礎となる取組は、「入荷の記録」と「出荷の記録」の作成・保存です。

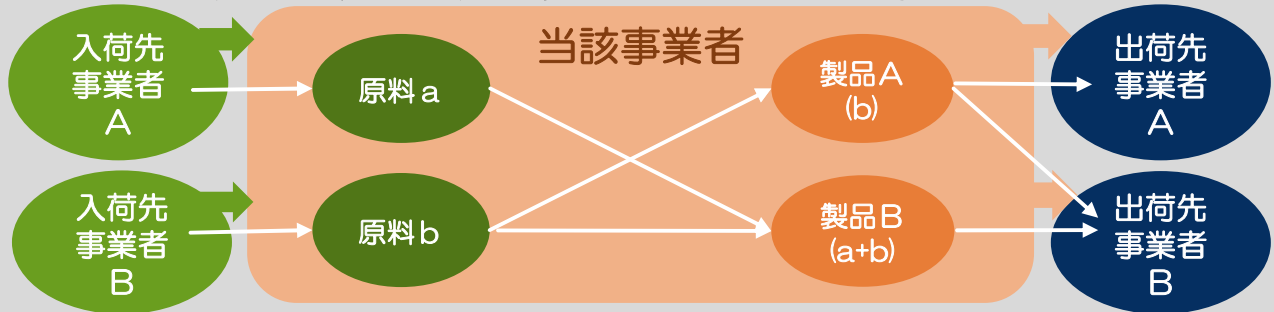


これにより、入荷先や出荷先を確実に特定することができます。

※基礎トレーサビリティといえます

より高度なトレーサビリティの取組は、

「入荷品(原料)と出荷品(製品)を対応づける記録」の作成・保存です。

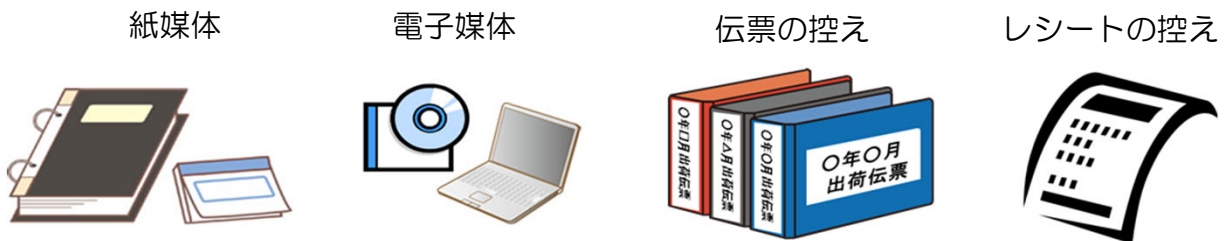


これにより、問題のある原料や製品を特定しやすくなります。

※内部トレーサビリティといえます

記録の保存方法を決めましょう。

問題が生じた際に、直ちに取り出せるよう、整理をしておきましょう。

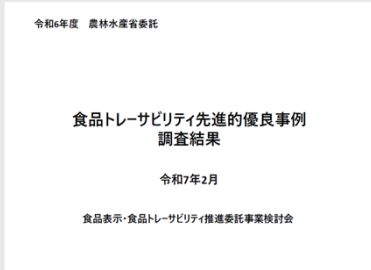


伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、
入力されたデータを電子媒体で保存するなどの方法があります。
日付順や入荷先・出荷先ごとに保存しておくなどの工夫が必要でしょう。

農林水産省の取組

食品トレーサビリティの 取組事例集

デジタルを活用した事例、
品目や業態のリスクに
着目した事例を紹介



失敗しない！ 加工食品の原材料表示

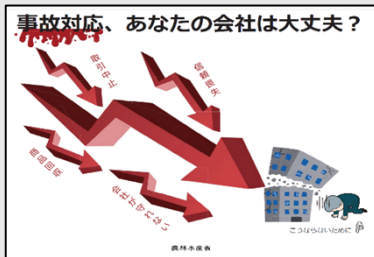
中小規模の食品事業者を
対象に製造工程における、
トレーサビリティと、原
材料表示の注意すべきポ
イントを解説（計3冊）



これらのテキスト
及びテキストを用
いたセミナー動画
はコチラ！

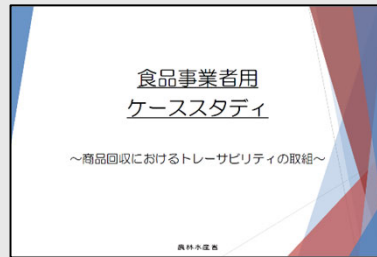
事故対応 あなたの会社は大丈夫？

トレーサビリティの対応モデルや
事故が発生した場合のケーススタ
ディを解説



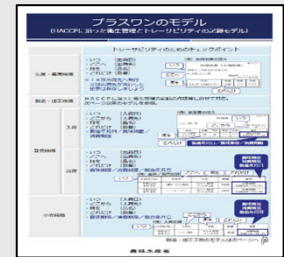
食品事業者用 ケーススタディ

事例も用いた商品回収にお
けるポイントを解説



プラスワンのモデル

HACCPに沿った衛生
管理とトレーサビリ
ティの記録モデル



食品トレーサビリティ 「実践的なマニュアル」

トレーサビリティの意味や効果、
業種ごとに段階的な取組の進め方などを解説

総論、取組手法編、農業編、畜産業編、
漁業編、製造・加工業編、卸売業編、
小売業編、外食・中食業編 計9冊



他

※上記の資料は農林水産省HP（食品トレーサビリティのサイト）に掲載されています。
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html>

●お問い合わせ先

| 地域 | 担当部署 | 電話番号 | 地域 | 担当部署 | 電話番号 |
|-------|------------------|--------------|-----|----------------|--------------|
| 農林水産省 | 消費・安全局 消費者行政・食育課 | 03-3502-5716 | 東海 | 東海農政局 消費生活課 | 052-223-4651 |
| 北海道 | 北海道農政事務所 消費生活課 | 011-330-8813 | 近畿 | 近畿農政局 消費生活課 | 075-414-9771 |
| 東北 | 東北農政局 消費生活課 | 022-221-6095 | 中四国 | 中国四国農政局 消費生活課 | 086-224-9428 |
| 関東 | 関東農政局 消費生活課 | 048-740-0359 | 九州 | 九州農政局 消費生活課 | 096-300-6117 |
| 北陸 | 北陸農政局 消費生活課 | 076-232-4227 | 沖縄 | 沖縄総合事務局 消費・安全課 | 098-866-1672 |